

4. 福祉・医療・・・(1)医療計画

大阪府保健医療計画について

◆関係各機関がそれぞれ主体的に目標を示す共通の計画

本計画は、大阪府が、健康増進をはじめ、急性期から回復期、在宅に至る包括的な保健医療福祉施策を推進するための基本方針である。

また、保健医療関係団体にとっては、地域社会のニーズに応じた自主的な事業活動を促進するための共通の指針であり、市町村にとっては、住民の日常活動に密着した具体的な保健医療福祉行政を展開するための目標となるものである。

◆計画の推進体制

本計画を円滑に推進していくため、二次医療圏ごとに、「保健医療協議会（構成：保健・医療・福祉の各サービスを提供する者、サービスを受取る者、具体的には、府、市町村、保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院等の医療関係団体及び福祉関係団体並びに、保健医療サービス受益者等）」を設置し、それぞれの圏域内で生じる保健・医療・福祉に関する諸課題に対する解決策について、意見を聴いている。

第1章 大阪府保健医療計画について

1. 医療計画とは

医療法 30 条の 4 では、国が定める良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、都道府県は医療提供体制の確保を図るための計画を定めることとしている。

そして、地域における保健医療提供体制の確保にあたっては、疾病の予防から治療、福祉まで、府民のニーズを踏まえた一貫したサービスを提供できる体制づくりが必要である。

とりわけ、患者を治療するため、医療提供者が専門家として、患者とともに治療という共同作業を進めていくことが求められている。

府民をはじめ、医療提供者、市町村、大阪府、国がそれぞれの役割を明確にするとともに、各地域における保健医療提供体制の実態や将来像を分かりやすく示すために、今回の医療計画を作成することとした。

2. 医療計画の基本理念

この計画は、国の基本方針とあいまって、健康な生活を享受することが府民の基本的な権利であり、府民一人ひとりの健康の保持増進から疾病の予防、診断、治療及びリハビリテーションまで切れ目なく、良質な医療サービスを提供するとともに、府民のニーズをみだす必要な保健・医療・福祉の総合的なサービス体制の確立を基本理念としている。

3. 目的及び方向

大阪府では、安心・安全で、府民の健康を育む都市づくりを進めるため、地域の保健・福祉の推進と医療の充実に関する施策を実施し、各分野で具体的な成果を得てきた。

一方、わが国における医療を取り巻く環境は、人生 80 年時代といわれる長寿社会の到来をはじめ、生活習慣病の増加に代表される慢性疾患中心の疾病構造の変化、あるいは医療技術の高度化、住民の価値観の多様化等大きく変化していることから、地域の実情に応じた効果的な医療提供システムの構築と保健・医療・福祉等各分野の地域における総合的な連携システムの確立が望まれているところである。

このため、大阪府は、本計画について医療関係団体はじめ市町村等広く関係者の意見を聞き、府民のコンセンサスを得て、横断的な視野のもとに作成した。

本計画は、大阪府の地域特性を踏まえて、府民の生涯を通じての健康づくりや適正な地域医療の確保を図り、「住む人が安心できる大阪」を目指して、一人ひとりの府民が自立して生きていくことのできる保健・医療・福祉の充実を目指すものである。

（１）生涯にわたるライフステージに応じたサービス体制づくりの推進

府民が生涯にわたって健康な生活を過ごせるよう、乳幼児期から老年期に至る各ライフステージに応じて、健康づくり・健康教育・疾病予防・治療・リハビリテーション、救急医療、精神保健医療や訪問看護等の総合的なサービス体系づくりを推進する。

（２）長寿社会に対応する地域サービス体制の整備

少子高齢化が進むことによって、それぞれの地域において、健康教育、生涯学習を基盤とした保健・医療・福祉の総合的なサービス体制を確立することを目的とし、地域医療、地域ケアサービス体制を整備する。

（３）保健・医療・福祉の社会資源の連携による効果的なサービス体制の確立

府民のニーズに的確に対応できるよう、保健関係施設、医療機関、社会福祉関係施設等、社会資源の有機的な連携を推進し、効果的なサービス体制の確立を図る。

４．計画の性格

この計画は、次に示す性格を有する。

（１）将来的な医療体制の整備を推進するための基本計画

本計画は、広域的な都市化の進展や交通網の高密度の発達、あるいは医療資源の豊富な集積といった大阪府の地域特性や府民の医療ニーズの多様化を踏まえた上、高齢社会とそれに伴う疾病構造の多様化にも対応した包括的な医療体制の整備を推進するための将来目標と基本的方向を示すものである。

（２）保健医療関係者が一体となって実現を目指す総合的な計画

本計画における記載事項は、単に保健医療行政の課題として捉えるだけでなく、関係団体・市町村・保健医療施設やその従事者などの課題として、関係者が一体となって協力体制の確立と相互の連携により、府民が健康に暮らせる生活を保障し、人生 80 年時代にふさわしい豊かな長寿社会を形成することを目指すものである。

（３）関係各機関がそれぞれ主体的に目標を示す共通の計画

本計画は、大阪府が、健康増進をはじめ、急性期から回復期、在宅に至る包括的な保健医療福祉施策を推進するための基本方針である。

また、保健医療関係団体にとっては、地域社会のニーズに応じた自主的な事業活動を促進するための共通の指針であり、市町村にとっては、住民の日常活動に密着した具体的な保健医療福祉行政を展開するための目標となるものである。

さらに、行政だけでなく関係各方面の幅広い意見を取りまとめ、医療機関の計画的な整

備について、国に対して財政的支援等を求めるものでもある。

(4) 他の行政計画との整合性を図った専門的な計画

本計画は、大阪府の総合計画である「大阪 21 世紀の総合計画（大阪の再生・元気倍増プラン）」の考え方を反映し、「健康福祉アクションプログラム（案）」や「大阪府健康増進計画（策定中）」、「大阪府がん対策推進計画（策定中）」、「大阪府医療費適正化計画（策定中）」、「大阪府高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画」、「大阪府地域ケア体制整備構想」、「第 1 期大阪府障がい福祉計画（策定中）」など保健・医療・福祉の各分野を通じた総合的なサービス体制の確保を図るための主要な計画の 1 つである。

また、安全でゆとりある生活環境等の確保は、保健医療の分野だけでなく、「大阪府地域防災計画」などの他の部門の計画とも、相互に密接な関係を有するものである。

なお、本計画は、今後の予算措置状況や他計画の動向を踏まえ、目標値等所要の改訂を行うことがある。

5. 計画の期間

この計画は、平成 20 年度を初年度とする概ね 5 年間の計画とする。

ただし、各種の社会状況の変化に伴い、5 年未満であっても必要があると認めるときは、計画を再検討するものとする。

6. 計画の沿革

医療計画制度は昭和 60 年 12 月の第 1 次医療法改正により制度化された。

大阪府保健医療計画は、当初「必要的記載事項」、「任意的記載事項」及び「大阪府地域保健医療計画」で構成されていた。

このうち、「必要的記載事項」については、昭和 63 年 6 月に当初公示、また、平成 5 年 6 月に変更公示し、医療圏の設定及び必要病床数を示した。「任意的記載事項」については、平成 3 年 12 月に公示し、大阪府における保健・医療・福祉に関する包括的な施策を示した。これを受けて、平成 6 年 2 月に各圏域の地域特性や実情に即した保健医療サービス、医療施設相互の連携等についての具体的方向を示す「大阪府地域保健医療計画」を公示した。

平成 9 年 10 月には、必要的記載事項と任意的記載事項を一元化した「大阪府保健医療計画」を変更公示した。

平成 9 年 12 月に第 3 次医療法改正が行われ、それまでの任意的記載事項が必要的記載事項となるとともに、地域医療支援病院の整備目標、医療関係施設相互の機能の分担及び業務の連携に関する事項等が追加記載事項となった。

平成 10 年 11 月に、介護保険制度の導入に際して早期に示す必要のあった療養型病床

群の整備目標を設定し、追加変更公示を行った。

平成 12 年 5 月には、これまで大阪府保健医療計画の任意的記載事項の実施計画としていた大阪府地域保健医療計画を含めた「大阪府保健医療計画」とした。

平成 12 年 12 月に第 4 次医療法改正が行われ、従前の「必要病床数」が「基準病床数」と呼び改められたほか、「その他の病床（一般病床）」が「療養病床」と「一般病床」に区分され、その基準病床数の算定式が地域の医療の実情をより一層反映できるよう改められ、平成 14 年 12 月の「大阪府保健医療計画」で、主として基準病床数の見直しを中心に変更公示を行った。

平成 18 年 6 月に、医療制度改革の一環として、第 5 次医療法改正が行われた。この改正を踏まえ、今回、大阪府保健医療計画の大幅な見直しを行ったものである。

7. 計画の推進体制

本計画を円滑に推進していくため、二次医療圏ごとに、「保健医療協議会（構成：保健・医療・福祉の各サービスを提供する者、サービスを受取る者、具体的には、府、市町村、保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院等の医療関係団体及び福祉関係団体並びに、保健医療サービス受益者等）」を設置し、それぞれの圏域内で生じる保健・医療・福祉に関する諸課題に対する解決策について、意見を聴いている。

府全域での医療提供体制に関しては、大阪府医療審議会において、本計画の評価、提言並びに総合的調整を図っている。

また、救急医療については、府独自に、大阪府救急医療対策審議会を設置し、より専門的な観点から大阪の医療のあり方について提言や総合的な調整を図ってきたところである。

さらに、今般の第 5 次医療法改正に伴い、医師不足対策については、府内の医学部のある大学や医師会、病院関係などの医療関係者、自治体病院の開設者などから構成される大阪府医療対策協議会で対応策を検討している。

表 1-7-1 地域保健医療協議会設置状況

圏域	協 議 会 名	設 立 年 月 日	
二 次 医 療 圏	豊能保健医療推進協議会	平成2年12月26日	
	三島保健医療協議会	平成元年5月20日	
	北河内保健医療協議会	昭和63年11月5日	
	中河内保健医療協議会	平成元年11月11日	
	南河内保健医療協議会	平成元年11月25日	
	堺市域保健医療協議会	平成2年3月27日	
	泉州保健医療協議会	平成2年10月25日	
	大阪市保健医療連絡協議会	平成元年12月18日	
	基本 保健 医療 圏	大阪市北部保健医療協議会	平成元年10月25日
		大阪市西部保健医療協議会	平成元年12月15日
		大阪市東部保健医療協議会	平成元年10月11日
		大阪市南部保健医療協議会	平成元年9月27日

8. 計画の構成

医療計画には医療法第30条の4第2項に基づき、以下の事項を主として記載することとされている。

- (1) 都道府県において達成すべき生活習慣病その他健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病の治療又は予防に係る事業に関する事項
- (2) 次に掲げる医療の確保に必要な事業（以下「救急医療等確保事業」という。）に関する事項
 - 救急医療 ○災害時における医療 ○周産期医療 ○小児医療(小児救急医療を含む)
- (3) 上記の事業の目標や医療連携体制（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制）やその医療機能に関する情報の提供の推進に関する事項
- (4) 居宅等における医療の確保に関する事項
- (5) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の確保に関する事項
- (6) 医療の安全の確保に関する事項
- (7) 地域医療支援病院の整備の目標その他医療機能を考慮した医療提供施設の整備の目標に関する事項

- (8) 主として病院の病床（一般病床と療養病床）及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項
- (9) 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに結核病床に係る基準病床数に関する事項
- (10) その他医療を提供する体制の確保に関し必要な事項